

北大阪急行線延伸事業に伴う
開業記念式典・開業祝賀イベント
企画運営等業務委託

仕様書

令和5年5月26日

箕面市

— 目 次 —

第1	総則	1
1	業務名称	1
2	履行場所	1
3	履行期間	1
4	業務の背景と目的	1
	(1) 開業記念式典	2
	(2) 開業祝賀イベント	2
5	仕様書の位置付け	2
6	仕様書の変更等	2
	(1) 仕様書の変更事由	2
	(2) 仕様書の変更手続き	2
7	業務の範囲及び概要	2
第2	開業記念式典に関する事項	3
1	基本的事項	3
	(1) 主催者	3
	(2) 開催日時	3
	(3) 実施会場	3
	(4) 対象者（招待者）	3
2	業務の内容	3
	(1) 企画立案業務	3
	(2) 映像制作業務	4
	(3) 運営管理業務	5
3	開業記念式典の開催内容の縮小又は、中止	6
4	開業記念式典実施会場にかかる予算計上	6
第3	開業祝賀イベントに関する事項	7
1	基本的事項	7

(1) 主催者	7
(2) 開催日時	7
(3) 実施会場	7
(4) 対象者（来場者）	7
2 業務の内容	7
(1) 企画立案業務	7
(2) 広報・宣伝業務	10
(3) 運営管理業務	10
3 開業祝賀イベントの開催内容の縮小又は、中止	13
4 開業祝賀イベント実施会場にかかる予算計上	14
(1) 市が既に利用予約をしている公共施設	14
(2) その他の会場	14
(3) 会場使用料に変更があった場合	14
(4) 主催者企画枠大使の出演料	15
第4 共通事項及びその他の業務に関する事項	16
1 事業報告書及び基礎統計資料の作成	16
2 関係機関との連絡調整	16
3 実施体制の構築	16
4 業務進捗管理、報告	16
5 委託料の支払い	17
6 著作権等の帰属	17
7 その他留意事項	17

第1 総則

1 業務名称

北大阪急行線延伸事業に伴う開業記念式典・開業祝賀イベント企画運営等業務
(以下「本業務」という。)

2 履行場所

箕面市(以下「市」という。)が指定する場所

3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務の背景と目的

「箕面市」は、明治の森箕面国定公園を中心とした大阪北部に連なる鮮やかな山並みに代表される豊かな自然、大阪大学をはじめ様々な教育機関によって得られる高い教育レベル、充実したショッピングスポットなど、魅力ある良好な住宅都市である。また市は、「子育て・教育日本一」を掲げ、高校卒業まで対応する子どもの医療費助成、小学1年生からの英語教育導入など、先進的な子育て支援策を実現してきた。

現在、市と北大阪急行電鉄が整備を進めており、令和5年度末に開業する「北大阪急行電鉄南北線延伸線」(以下「延伸線」という。)は、江坂駅から千里中央駅まで運行している北大阪急行電鉄南北線を、千里中央駅から北へ約2.5km延伸し、船場地区に「箕面船場阪大前駅」、かやの中央地区に「箕面萱野駅」の2駅を新設する路線である。

北大阪急行線延伸事業(以下「延伸事業」という。)は、昭和43年に策定された箕面市総合計画(第一次総合計画)で構想が掲げられてから半世紀にわたる市の念願であり、さらなる市の発展を支える交通インフラとなる。延伸事業により、2つの新駅と大阪における鉄道の大動脈のひとつであるOsaka Metro・御堂筋線が直結することで、新大阪や梅田、本町、なんば、天王寺など、大阪都心部まで乗り換えなしのアクセスが可能となり、都市間交通の利便性が大きく向上する。さらに、バスと鉄道の結節点を現在の千里中央駅から新たに設置する箕面萱野駅に移し、バス路線網を大幅に充実させることで、市内移動がより便利な市域の交通ネットワークが実現する。

また、延伸線に新設される2駅周辺のまちづくりも推進しており、「箕面船場阪大前駅」が整備される船場東地区は、大阪船場繊維卸商団地(特別用途地区)として、昭和45年のまちびらき以来、日本有数の繊維卸商団地として発展してきた。昨今は建物の老朽化が目立つようになり、繊維卸業を取り巻く社会・経済情勢も変化し、新駅開業を契機に新たなまちづくりに取り組むため、平成24年5月「船場団地再整備マスタープラン」を策定し、これまでの「物流中心のまち」から「人が集うまち」への転換等が方向性として提示され、「文化芸能・国際交流拠点」、「健康寿命の延伸・ヘルスケア拠点」として、新たなまちづくりを進めている。既に、客席数1401席を誇る箕面市立文化芸能劇場や大阪大学箕面キャンパスの移転にあわせて大学図書館と一体となった蔵書数約71万冊を擁する箕面市立船場図書館などがオープンしている。今後、箕面市立病院の移転や民間事業者が整備する高層マンション等が建設されるなど、都市機能の進化が進んでいる。また、「箕面萱野駅」周辺は平成8年に土地区画整理事業が実施され、平成15年にまちびらきが行われた。大規模商業施設「みのおキューズモール」があり、北摂山系から流れる千里川を活用した親水空間、市民広場

緑地(かやの広場)など、自然を体感できるスペースを確保し、平成15年のまちびらき以来、高い集客力を誇っている。鉄道開業にあわせてバスターミナルや、タクシーが発着する駅前広場、駅ビルが建設される予定である。

市では、延伸線の完成を多くの市民とともに喜び、市の魅力を市内外に発信するとともに、延伸線開業後の新駅周辺及び市全体の継続的な活性化につなげ、次世代に継承していくため、以下の式典及びイベントを実施する。

(1) 開業記念式典

事業関係者や市関係団体等の多くの来賓を招き、延伸事業完了の報告と御礼の場とすることを目的とし、延伸事業の完了を記念する「開業記念式典」を実施する。

(2) 開業祝賀イベント

延伸線の開業及び新駅周辺のまちびらきを、市民や関係団体とともに、市全体で、盛大に祝い、記憶に残る機会とすることを目的とし、「開業祝賀イベント」を実施する。

本業務は、「開業記念式典」「開業祝賀イベント」の実施にあたり、事務局として、本業務の目的にふさわしい企画立案・調整を行うとともに、計画作成、実施に向けた準備、当日の運営及び広報など一切の関連業務を行い、式典及びイベントを円滑かつ確実に運営実施することを目的とする。

5 仕様書の位置付け

本仕様書は、本業務の実施にあたり、受注者が遵守すべき一般事項を示すものである。

市が要求する最低水準を規定するものであるため、本仕様書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守することとし、本仕様書に具体的な特記仕様のない内容については、本業務の目的を達成するため、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うものとする。

6 仕様書の変更等

(1) 仕様書の変更事由

市は、業務期間中に、法令等の変更、災害・事故及び市の事由等により事業内容が著しく変更されるときは、仕様書を変更する場合がある。

(2) 仕様書の変更手続き

市は、業務期間中に仕様書を変更する場合、受託者に書面により通知する。仕様書の変更に伴い、支払い金額を含めて委託契約書の変更が必要となる場合は、必要な契約変更を行うものとする。

7 業務の範囲及び概要

受託者は、「開業記念式典」及び「開業祝賀イベント」の企画、開催にあたり必要となる企画調整、各種手続き、広報周知、運營業務等の一切を行うとともに、適切かつ効果的に実施するための事務局の運営を行う。

第2 開業記念式典に関する事項

1 基本的事項

(1) 主催者

市、北大阪急行電鉄株式会社（事務局：市）

(2) 開催日時

開催日は、延伸線の開業日前の1日とする。

※延伸線の開業日については、今後の工事進捗や国土交通省による完成検査等の目処がつき次第、決定する。

※開催時間は1時間程度を想定しているが、開催時間及び開催時間帯の詳細は市と受託者で協議のうえ決定する。

(3) 実施会場

箕面市立文化芸能劇場 大ホール（箕面市船場東3丁目10番1号）

※現時点で開催日未定のため、実施会場の予約状況によっては会場を変更する可能性がある。

(4) 対象者（招待者）

出席人数は、450人程度を想定している。

※現時点で式典参加者は未定のため、出席人数は推計値とし、具体的な招待者については今後、市が決定する。

※式典参加者は、以下の関係団体等を想定している。なお、招待を除く一般観客の参加はできないものとする。

- ・ 延伸事業関係者

国土交通省、大阪府、近隣自治体、議員、工事関係者、関係株主、阪急電鉄株式会社 等

- ・ 延伸事業推進、協力者

北大阪急行線延伸推進会議構成団体、支援団体（近隣市町）、賛助会員（企業、関係団体、自治会等）、市包括連携企業、企業版ふるさと納税寄付金納付企業、市有功者 等

2 業務の内容

(1) 企画立案業務

① 基本構成及び企画立案

ア 以下に示す「プログラム（基本構成）」は、必ず実施すること。また、プログラム（基本構成）を踏まえ、開業記念式典の目的効果をより向上させるため、対象者（招待者）に適したプログラム、内容構成及び進行等を企画提案すること。また、受託者による「プログラム（基本構成）」以外のプログラムを含める提案も可とする。

イ プログラム（基本構成）に示す「f 箕面市にゆかりのある出演者による記念公演の実施」については、内容、出演者の候補及び実施効果等を具体的に企画提案すること。

ウ 企画立案業務の対象範囲は、「招待者の選定及び事前調整」「挨拶やテープカット、くす玉開披を行う者の選定及びその依頼」を除いて、開業記念式典の実施計画、準備、設営撤去等を含む開業記念式典の実施、運営管理及び報告書の作成に係る一切とする。

[プログラム（基本構成）]

- a 開式
- b 主催者挨拶
- c 来賓挨拶（祝辞）
- d 延伸事業の軌跡に関する映像放映
- e テープカット、くす玉開披など
- f 箕面市にゆかりのある出演者による記念公演の実施（吹奏楽等）
- g 閉式

※式典終了後、招待者を対象とした「電車試乗会・新駅内覧会」を北大阪急行電鉄株式会社
が主体となって実施するため、スムーズに移行できるようにすること。なお、受託者は、
一般利用者の通行動線を確保し、利用の妨げにならないようにしたうえで、実施会場から
箕面船場阪大前駅までの招待者の動線を確保すること。

② 業務スケジュールの作成

業務の実施にあたり、業務スケジュールを作成すること。また、業務スケジュールは業務
の進捗状況に合わせて随時更新し、市に提出し、市の確認を受けること。

③ 実施運営計画の作成

式典の実施に必要な内容が十分に盛り込まれた実施運営計画を作成し、市に提出し、市の
確認を受けること。作成に当たっては、関係機関との調整や行政関連手続きも含めた内容と
すること。また、実施運営計画には、全体構成、実施体制、詳細スケジュール、会場レイア
ウト、式典演出、出演者、安全管理（感染症対策含む）、警備計画及び招待者の当日案内（駐
車場案内等）、その他開業記念式典の実施に必要な計画を含むこと。

④ 申請及び手続き等

式典の実施に当たって必要な一切の申請及び手続き（行政手続きを含む）等を行うこと。
なお、手続きにあたり、市の協力や事前調整等が必要な場合は、早めに市と協議のうえ手続
きを進めること。

（２）映像制作業務

開業記念式典のプログラム（基本構成）に示す「d 延伸事業の軌跡に関する映像放映」用
の5～10分程度の映像を制作し、市の確認を受けること。なお、映像作成にあたっては、以下
の事項を満たすこととし、できるだけ費用を圧縮した形で制作する工夫を行うこと。映像制作
にかかるコンテンツのうち、市が保有する素材（画像・動画等）については原則提供する。

ア 延伸事業の軌跡がわかる内容とすること。

イ 箕面市の魅力が伝わり、興味を持たせる内容とすること。

ウ 式典終了後も、市ホームページなどで広く公開できる内容とすること。

エ 制作した映像の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28
条までに規定する権利をいう。）及びその他の一切の権利は、映像制作後、市に移転するも
のとする。

オ 受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。

(3) 運営管理業務

① 運営責任者の配置

式典の運営責任者を配置すること。

② 招待状の作成、発送

市と協議のうえ、開業記念式典の招待状（招待状に同封する出欠確認のための返信用はがき、実施会場までの地図などを含む。）を作成・印刷すること。また、市が作成する招待者リストに基づき、招待状の郵送を行うとともに返信・出欠確認処理などの管理を行うこと。

③ 関係者（利用施設管理者、周辺施設、警察、消防等）との調整

ア 開業記念式典を円滑に実施するため、必要に応じて関係者と調整を行うこと。なお、開業式典実施に必要な行政手続き等（警備計画の警察協議等）についても業務範囲に含まれるものとする。

イ 開業記念式典後に実施する「電車試乗会・新駅内覧会」への円滑な移行のため、北大阪急行電鉄株式会社と調整すること。なお、受託者は、一般利用者の通行動線を確保し、利用の妨げにならないようにしたうえで、実施会場から箕面船場阪大前駅までの招待者の動線を確保すること。

ウ 関係者や出席者への事前説明等にかかる資料作成等についても実施すること。

④ 司会者、出演者の手配等

市と協議のうえ、司会者及び出演者を選定し、出演の承諾を得ること。なお、謝礼金、旅費等を必要とする場合は、それらの調整や支払いを委託料の範囲内で行うこと。

⑤ 進行台本及び運営マニュアルの作成・印刷

実施運営計画をもとに、以下の内容を盛り込んだ開業記念式典の進行台本及び運営マニュアルを作成し、市に確認のうえ、従事者、関係者等に配布するために必要部数を印刷・製本すること。災害発生時や急病人等のトラブル対応、車いすの誘導等あらゆる事象を想定した内容とすること。

ア 式典スケジュール

イ 式典会場、出席者配席レイアウト

ウ 人員配置計画、配置職員マニュアル

エ 安全管理（警備含む）マニュアル

オ 駐車場の配置、誘導計画

カ 案内誘導サイン、備品計画

キ その他開業記念式典の運営において必要なもの

⑥ その他実施運営に必要な事項

ア 市と協議のうえ、会場レイアウトや装飾*、サイン等の必要な事項を決定し、開催にあたって機材・消耗品・備品等の手配、会場設営・撤収、当日の運営進行等、開業記念式典の開催に関するすべての管理・運営を行うこと。

※開業記念式典に相応しい、統一感ある会場装飾を行うこと（ステージ装飾等）。

- イ 開業記念式典全体が滞りなく進むことを確認するため、開業記念式典前日にリハーサルを実施すること。
- ウ 当日は会場内に運営本部を設置し、運営管理や各種問い合わせ対応、緊急時の対応等を行うこと。
- エ 来賓受付業務（受付誘導用案内、受付場所設置、装飾、来賓者胸章の手配・配付を含む）を行うこと。なお、当日来賓受付に限っては市職員の配置も可能とするため、市職員の必要人員を含めて提案を行うこと。
- オ 当日の受付、誘導、進行等に必要な人員を適切に配置すること。多数の招待者を予定しているため、警備等（会場警備、入場規制・来場者身分確認等）についても適切な配置を行うこと。

3 開業記念式典の開催内容の縮小又は、中止

天候や感染症拡大などにより、本仕様書に定める開業記念式典の内容を縮小し、又は、中止する場合がある。この場合は、業務の進捗状況等をふまえ、市と受託者で協議のうえ、精算を行うものとする。

また、開業記念式典の中止の判断は市が行う。受託者は式典に中止の恐れが生じた場合は、速やかに市に報告して判断を仰ぐこと。

4 開業記念式典実施会場にかかる予算計上

箕面市立文化芸能劇場大ホールを開業記念式典実施会場とし、会場使用料を計上すること。会場使用日数は、事前準備及びリハーサル1日（土日祝）、片付けを含む当日1日（土日祝）の計2日間で計上すること。予算計上にあたっての大ホールの施設料金区分は、【市民利用（無料公演）】【1階席のみ】【全日（9時～22時）】、269,500円/日（税込み）を使用すること。

なお、土日祝で計上する理由は、開催日未定のため会場使用料計上に不足が生じないようにするためである。

その他、開業記念式典を実施するうえで必要な施設（楽屋、スタッフルーム等）を使用することは可能とし、必要に応じて計上すること。

箕面市立文化芸能劇場を使用する日数の範囲内で必要となる付帯設備使用料、スタッフ人件費等について、算出して計上すること。

開催日決定後、不必要な会場使用料及び付随する付帯設備使用料等が生じた場合又は、開催会場を変更する必要性が生じた場合の取扱いについては、市と受託者において別途協議したうえで、精算するものとする。

第3 開業祝賀イベントに関する事項

1 基本的事項

(1) 主催者

主催：市 共催：北大阪急行線延伸推進会議（事務局：市）

(2) 開催日時

開催日は、令和6年3月の連続した土曜日、日曜日の2日間とする。

※延伸線の開業日については、今後の工事進捗や国土交通省による完成検査等の目処がつき次第、決定する。

※開催時間については、受託者の提案によるものとし、業務の目的、参加者の利便性、会場利用可能時間、騒音などの周辺環境等を考慮したうえで、市と協議のうえ決定すること。

(3) 実施会場

① 箕面船場阪大前駅周辺

ア 箕面市立文化芸能劇場 大ホール（箕面市船場東3丁目10番1号）

イ 箕面市立船場広場（箕面市船場東3丁目） ※大阪大学箕面キャンパスの敷地を含む

※令和5年度末オープン前の駅前広場（エリアE）については、整備前のため、使用可能面積に差異が生じる場合がある。使用可能エリアについては、図面に添付している完成イメージを参照すること。提案内容等を変更する必要がある場合の取扱いについては、市と受託者において別途協議したうえで、定めるものとする。

ウ 市道船場中央線 船場東交差点～船場東3交差点までの区間

② 箕面萱野駅周辺

ア 箕面市立かやの広場（箕面市西宿1丁目2021番）

※現在、北急延伸工事の作業ヤードとして使用しており、復旧後、使用可能面積に差異が生じる場合がある。その結果、提案内容等を変更する必要がある場合の取扱いについては、市と受託者において別途協議したうえで、定めるものとする。

(4) 対象者（来場者）

メインターゲットは全箕面市民とする。なお、箕面市民まつり「箕面まつり」の来場者数は令和4年度実績が2日間で延べ9万人程度であるため、目標来場者数の目安とすること。

2 業務の内容

(1) 企画立案業務

① コンセプト（基本構成）

ア 鉄道延伸に興味関心を持つ人だけでなく、全ての市民がイベントへの興味を持ち、参加しやすい内容とすること。

イ 延伸線の開業を市全体で盛大に祝い、最大規模の広報啓発とするとともに、記憶に残る機会とすること。

ウ 市の魅力を発信し、市外からの来場者へのアピールになるような内容とすること。

エ イベントに訪れた人が「箕面のよさ・特色」について考えたり、実感できる機会とする

- こと。
- オ 来場者に延伸線（新駅2駅）の開業イベントであることが伝わり、鉄道開業の祝賀イベントにふさわしい内容とすること。
- カ エリアごとの会場全体が一体感のある内容・構成とし、各企画内容を連動させる等、各スペース・空間につながりや回遊性を持たせること。
- キ 来場者がすべての会場に訪れたいような内容とし、イベント全体での盛り上げりを創出すること。
- ク 開業祝賀イベント当日のみならず、延伸線開業後においても、新駅周辺の活性化、回遊性・認知度向上に繋げるイベントとすること。
- ケ 持続可能性（SDG s）を意識した内容とすること。

② 企画立案

以下「(必須事項)」に示す企画は、必ず実施すること。各会場ごとに以下「(必須事項)」に示す企画を盛り込む他、予算内で開業祝賀イベントの最大限の目的効果を生み出すよう十分に考慮し、「(提案事項)」について提案すること。なお、企画内容の詳細については、本仕様書及び企画提案の内容を踏まえ、市と受託者で協議し、調整のうえ決定するものとする。

ア オープニングイベント <会場：文化芸能劇場大ホール>

(必須事項)

- ・開業祝賀イベント開始に伴うオープニングイベントを1日目の午前中に実施すること。
- ・主催者挨拶を含めること。
- ・箕面商工会議所、大阪船場繊維卸商団地協同組合、(公財)箕面市メイプル文化財団の3者共催で実施する「能」をオープニングイベント内で実施するため、「能」の事務局である(公財)箕面市メイプル文化財団と円滑に運営できるよう協議、連携すること。なお、「能」の実施に係る費用(舞台装置、設営・撤去、演者の出演料等)については、本事業の費用には含めないものとする。

イ ステージイベント <会場：文化芸能劇場大ホール、かやの広場>

(必須事項)

- ・オープニングイベント後(1日目)から2日目の終了時間まで実施すること。
- ・市民や関係団体等が公募により参加可能なステージイベントを実施すること。
- ・主催者及び共催者が誘致する出演者(市特命大使や近隣高等学校等)をステージイベントのプログラムに盛り込むこと。なお、主催者及び共催者が誘致する出演者は調整中であり、時間枠等の詳細は市と受託者で協議のうえ、決定するものとする。
- ・各会場のステージイベントには、市と協議のうえ、司会者を選定し、出演の承諾を得ること。なお、謝礼金、旅費等を必要とする場合は、それらの調整や支払いを委託料の範囲内で行うこと。

(提案事項)

- ・受託者による、市にゆかりのある人物の出演、ゆるキャラの出演、集客性や話題性を意識した人物の出演やステージイベントの内容及びプログラムを提案すること。
- ・文化芸能劇場(屋内)、かやの広場(屋外)それぞれの特性を活かしたステージ内容とすること。

ウ 模擬店（飲食・物販・PR・展示・遊戯等ブース）

＜会場：船場広場、市道船場中央線（歩行者天国[※]）、かやの広場＞

※歩行者天国：船場東交差点～船場東3交差点までの区間

（必須事項）

- ・市民や関係団体等が公募により出店可能な模擬店ブースを設置すること。
- ・主催者及び共催者が企画する模擬店ブースの出店を盛り込むこと。主催者及び共催者が出店するブース数等の詳細は、市と受託者で協議のうえ、決定するものとする。
- ・ブースの設置総数の目安として、90ブース程度[※]を確保できるよう企画すること。なお、出店要望者が出店できるよう、可能な限り多くのブース数の提案を期待する。本ブース数には運営本部や受付など運営用のブースは含まないものと想定する。
※各会場でのブース数の目安は、船場広場30、歩行者天国内40、かやの広場20とする。
- ・来場者が安心してイベントに参加でき、当該地域を知ってもらう契機とするため、歩行者天国を実施すること。

（提案事項）

- ・受託者による「箕面よさ・特色」や「鉄道開業イベントらしさ」が感じられ、集客が見込める内容及び模擬店を提案すること。

エ その他集客や市のPRに繋がる企画

（必須事項）

- ・鉄道開業までの軌跡パネルを制作し、市の確認を受けたうえで開業祝賀イベントでパネル展示を行うこと。パネル制作にかかるコンテンツのうち、市が保有する素材（画像等）については原則提供する。なお、制作したパネルの所有権、著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）及びその他の一切の権利は、パネル制作後、市に移転するものとし、受託者は、著作人格権を行使できないものとする。

（提案事項）

- ・受託者による、来場、出店、出演の動機となる企画・仕組み、延伸線の開業祝賀イベントにふさわしい企画を提案すること。
- ・受託者による、来場者がすべての会場に訪れたいくなるような企画を提案すること。

【例】参加・体験型プログラム（ミニ鉄道乗車等）、スタンプラリー、ノベルティの配布、鉄道ジオラマの展示など

③ 業務スケジュールの作成

業務の実施にあたり、業務スケジュールを作成すること。なお、遅くとも10月1日にはステージ出演及び模擬店出店等の公募を行うことを基本とする。また、業務スケジュールは業務の進捗状況に合わせて随時更新し、市に提出し、市の確認を受けること。

④ 実施運営計画の作成

開業祝賀イベントの実施に必要な内容が十分に盛り込まれた実施運営計画を作成し、市に提出し、市の確認を受けること。作成に当たっては、関係機関との調整や行政関連手続きも含めた内容とすること。また、実施運営計画には、全体構成、実施体制、詳細スケジュール、

会場レイアウト、出演・出店者募集計画、安全管理（感染症対策含む）・警備計画及び来場者への当日案内（駐輪場案内等）、トイレ計画、広報、その他開業祝賀イベントの実施に必要な計画を含むこと。

⑤ 申請及び手続き等

イベントの実施に当たって必要な一切の申請及び手続き（行政手続きを含む）等を行うこと。なお、手続きにあたり、市の協力や事前調整等が必要な場合は、早めに市と協議のうえ手続きを進めること。

特にイベント実施に必要な関係機関（道路管理者、警察、消防、利用施設管理者、保健所等）との調整については、速やかに実施し、円滑な実施運営を行うこと。

(2) 広報・宣伝業務

ア イベントを効果的、効率的に周知するための広報を活用媒体を含めて企画提案し、実施すること。

イ 特設ホームページの作成やSNS等の活用により、イベントについてのタイムリーな情報を、わかりやすく、的確に利用者に提供するとともに、イベントへの期待を高める内容を実施すること。

ウ 市ホームページや市SNSとの連携を図ること。また、市におけるホームページ等の作成のために、本業務で作成したポスターやチラシ等の版下データを適宜提供すること。

エ イベント事前広報のためのポスター、チラシ等を作成し、市内の施設（公共施設、商業施設、その他民間施設等）に掲示するなどし、広く周知すること。

オ 「滝ノ道ゆずる」や「モミジージュ」などの市キャラクターや、延伸線開業PR統一ロゴを使用するなど、市の広報との統一感を持たせること。

カ イベント開催及び延伸線開業への高揚感を高める内容を実施すること。

キ 市民や関係団体等のイベントへの参加意欲（出演や出店、当日来場等）を高める内容を実施すること。

ク イベント当日のプログラムや会場図、交通情報（通行止め情報、駐車場・駐輪場の案内等）を含め、来場者にイベント詳細が的確に伝わるパンフレットを作成し、市内全戸配布及び当日配布を実施すること。（全戸配布部数 66,700 部）

ケ 制作した広報物の所有権、著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）及びその他の一切の権利は、広報物制作後、市に移転するものとする。

コ 受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。

サ 作成する広報物は、事前に市の確認を受けたうえで公開すること。

(3) 運営管理業務

① 運営責任者の配置

開業祝賀イベントの運営責任者を配置すること。

② イベント実施会場の調整

ア 「1(3)実施会場」に示す会場は、必ず実施会場に含めること。予算の範囲内において、その他の会場を追加で含める提案は可能とするが、「1(3)実施会場」に記載の会場

- での実施を阻害したり、開業祝賀イベントの中心地を変更するなどは認めない。
- イ 市が既に利用予約をしている公共施設は以下のとおりである。その他開業祝賀イベントの実施に必要な会場等については、受託者が利用調整や予約等の必要な手続きを行うこと。なお、市が利用予約をしている公共施設についても、利用に当たって必要な協議、調整及び使用料の支払い等は受託者において行うこと。
- ・ 箕面市立文化芸能劇場
 - ・ 箕面市立船場広場（一部、大阪大学箕面キャンパスの敷地を含む）
 - ・ 箕面市立かやの広場
- ③ オープニングイベントにかかる招待状の作成、発送
- オープニングイベントについては、関係者を招待するため、市と協議のうえ、招待状（招待状に同封する出欠確認のための返信用はがき、実施会場までの地図などを含む。）を作成・印刷すること。また、市が作成する招待者リストに基づき、招待状の郵送を行うとともに返信・出欠確認処理などの管理を行うこと。
- なお、招待状の発送にあたっては、「統一ロゴマーク」を印刷した封筒によるなど、前掲（２）広報・宣伝業務を踏まえること。
- ④ 関係者（利用施設管理者、周辺施設、警察、道路管理者、消防、連携団体等）との調整
- ア 開業祝賀イベントを円滑に実施するため、必要に応じて関係者と調整を行うこと。なお、開業祝賀イベント実施に必要な行政手続き（道路占有や警備計画の警察協議、飲食ブース出店に伴う保健所との調整等）等についても業務範囲に含まれるものとする。
- イ 会場として使用する施設管理者や、ステージイベントへの出演者、模擬店出店者等との調整を行うこと。
- ウ 箕面船場阪大前駅周辺においては、開業祝賀イベント日のうち１日で箕面船場阪大前駅エントランスに設置される「箕面市立市民ギャラリー」のオープニングイベントを実施する可能性があることから、実施の場合は、互いのイベントとの回遊性を持たせ、互いのイベントが円滑に行われるよう、「箕面市立市民ギャラリー」のオープニングイベントの事務局（市の担当部局）と連携すること。
- エ 箕面萱野駅周辺においては、東急不動産株式会社主催により、みのおキューズモール内エルステージ等でイベントが行われるため、互いのイベントとの回遊性を持たせ、互いのイベントが円滑に行われるよう連携すること。
- なお、駅ビル（東急不動産施工）の開業式典等の開催も想定されることから、必要に応じて連携すること。
- オ 開業祝賀イベントのオープニングイベントで実施する「能」においては、（公財）箕面市メイプル文化財団が事務局となるため、イベント内で円滑に運営できるよう協議、連携すること。
- なお、「能」主催者の関係者を来賓として招待する予定であり、当日の配席や対応等についても（公財）箕面市メイプル文化財団と調整すること。
- カ その他、地元企業や団体、近隣施設等から連携の申し出があった場合、市と協議のうえ、開業祝賀イベントの目的効果をより向上させるために協力すること。
- キ 関係者や出席者への事前説明等にかかる資料作成等についても実施すること。

⑤ 進行台本及び運営マニュアルの作成・印刷

実施運営計画をもとに、以下の内容を盛り込んだ開業祝賀イベントの進行台本及び運営マニュアルを作成し、市に確認のうえ、従事者、関係者に配布するために必要部数を印刷・製本すること。災害発生時や急病人等のトラブル対応、車いすの誘導等あらゆる事象を想定した内容とすること。

- ア 開業祝賀イベント全体スケジュール
- イ 各会場各種図面
- ウ ステージプログラム（タイムスケジュール）、模擬店等配置図
- エ 人員配置計画、配置職員マニュアル
- オ 出演者及び出店者向けマニュアル
- カ 安全管理（警備含む）マニュアル
- キ 駐車場・駐輪場の配置、誘導計画
- ク 案内誘導サイン、備品計画
- ケ その他開業祝賀イベントの運営において必要なもの

⑥ 出演者及び出店者の募集等

市と協議のうえ、ステージ出演者及び模擬店出店者の調整を行うこと。

- ア 主催者及び共催者の企画枠、受託者企画提案枠、一般公募枠を設けることとし、各枠の数や募集内容について市と協議のうえ、調整すること。
- イ 一般公募については「(仮) ステージ出演者募集要項」及び「(仮) 模擬店出店等募集要項」を作成し、出演や出店にかかる条件、資格、申込方法、出店等にかかる規制、損害賠償等について、市と事前に調整のうえ決定すること。
- ウ 一般公募については、遅くとも10月1日には広く市民等から募集することを基本とする。応募多数の場合は抽選等を実施のうえ、参加者を決定するものとし、募集から決定までのスキームを構築し、募集手続きの一切を実施すること。募集方法については、市と協議のうえ決定すること。
- エ 主催者及び共催者企画の出演者（市特命大使等）については市で出演依頼までを実施する。その後の当日までの連絡調整や報酬等の支払いについては本業務に含み、委託料の範囲で行うこと。
- オ 各会場において、司会進行者等が必要な場合は、受託者において手配すること。なお、出演等において、謝礼金、旅費等を必要とする場合は、それらの調整や支払いを委託料の範囲で行うこと。
- カ 出演者及び出店者の決定に際しては、市と十分に協議のうえ、市の確認を得ること。
- キ 出演者及び出店者向けの説明会を実施すること。

⑦ 模擬店出店料の徴収・管理

模擬店については、テントやウェイト、机、椅子、ごみ箱、電源等の備品を受託者で用意・撤収を行うため、原則、一般公募枠については出店料（1ブースあたり、10,000円/日）を徴収する。受託者は出店料の請求及び納付管理を実施し、全件納付確認後に一括して市に納付すること。また、市の判断による開業祝賀イベントの縮小や中止等により出店不可となった場合には、出店料の返金を行うこととし、返金業務についても受託者において実施すること。

なお出店料は市の歳入であり、受託者の収入ではない。ブースに必要な備品等は受託者が委託料の範囲内で準備すること。

⑧ 事務局としての役割

開業祝賀イベント実施に関する事務局としての役割も本業務に含まれるものとする。上記記載業務の他、開業祝賀イベントに関する問い合わせ等への対応も行うこと。

⑨ ボランティアの活用

開業祝賀イベント実施日において、ボランティアを募集することは可能とする。また、積極的にボランティアの希望があった場合は、断らず参画してもらうよう対応すること。

ボランティアを活用する場合は、ボランティアに対するマニュアルの作成、説明会の実施等の業務を行う他、ボランティアに係る経費（食事、被服等）の支払いは受託者が委託料の範囲内で行うこと。

⑩ その他実施運営に必要な事項

ア 市と協議のうえ、各会場レイアウトや装飾^{*}、サイン等の必要な事項を決定し、開催にあたって機材・消耗品・備品等の手配、リハーサル、会場設営・撤収、出演者や出店者の事前準備対応、当日の運営進行等、開業祝賀イベントの開催に関するすべての管理・運営を行うこと。

※開業祝賀イベントに相応しい、各会場統一感ある会場装飾を行うこと（のぼり、アーチ、ステージ装飾等）。

イ 当日は会場内に運営本部を設置し、運営管理や各種問い合わせ対応、緊急時の対応等を行うこと。

ウ 当日の誘導、進行、安全管理等に必要な人員を適切に配置すること。多数の来場者が見込まれるため、雑踏警備等についても適切な配置を行うこと。

エ 文化芸能劇場で行う開業祝賀イベントのオープニングイベントやステージ企画については、内容に応じて事前申込制や整理券の配布など、会場のキャパシティに応じた対応を実施すること。

オ 開業祝賀イベントにおいて発生する廃棄物等については、法令等に定められた方法により、適切に処理すること。また、再利用可能な資源については、積極的に再利用を図ること。

3 開業祝賀イベントの開催内容の縮小又は、中止

天候や感染症拡大などにより、本仕様書に定める開業祝賀イベントの内容を縮小し、又は、中止する場合がある。この場合は、業務の進捗状況等をふまえ、市と受託者で協議のうえ、精算を行うものとする。ただし、雨天時においても、可能な限り開業祝賀イベントが実施できるよう計画し、提案書においても雨天時の対応について提案すること。

開業祝賀イベントの中止等の判断は市が行う。受託者は開業祝賀イベントに中止等の恐れが生じた場合は、速やかに市に報告して判断を仰ぐこと。

4 開業祝賀イベント実施会場にかかる予算計上

(1) 市が既に利用予約をしている公共施設

①～③の施設については、以下のとおり会場使用料を計上すること。

① 箕面市立文化芸能劇場

事前準備及びリハーサル1日(平日)、イベント実施日2日(土日祝)の計3日間で計上すること。予算計上にあたっての大ホールの施設料金区分は、リハーサル1日については、【市民利用(無料公演)】【1階席のみ】【全日(9時～22時)】、215,600円/日(税込み)を使用すること。また、イベント実施日2日については、【市民利用(無料公演)】【全席】【全日(9時～22時)】、385,000円/日(税込み)を使用すること。

その他、イベントを実施するうえで必要な施設(楽屋、スタッフルーム等)を使用することは可能とし、必要に応じて計上すること。

箕面市立文化芸能劇場を使用する日数の範囲内で必要となる付帯設備使用料、スタッフ人件費等について、算出して計上すること。

② 箕面市立船場広場(一部、大阪大学箕面キャンパスの敷地を含む)

ア 箕面市立船場広場(エリアA～E)

事前準備1日(平日10時～24時)、イベント実施日2日(土日0時～24時)、片付け1日(平日0時～17時)の計4日間で計上すること。予算計上にあたっての利用料は、10時～17時は、110,000円/日(税込み)を使用すること。また、その他の時間は、22,990円/時間(税込み)を使用し、算出すること。

そのイベントを実施するうえで、付属設備以外の設備等については、必要に応じて受託者にて準備すること。

イ 大阪大学箕面キャンパス(阪大広場、ピロティ)

事前準備1日(平日9時～24時)、イベント実施日2日(土日0時～24時)、片付け1日(平日0時～17時)の計4日間で計上すること。予算計上にあたっての利用料は、9時～21時は、77,800円/日(税込み)を使用すること。また、その他の時間は、7,780円/時間(税込み)を使用し、算出すること。

電源等については、付帯設備がないものとして受託者にて準備すること。

③ 箕面市立かやの広場

事前準備1日(平日10時～24時)、イベント実施日2日(土日0時～24時)、片付け1日(平日0時～17時)の計4日間で計上すること。ただし、会場使用料については、無料とする。

電源、音響設備等については、付帯設備がないものとして受託者にて準備すること。

(2) その他の会場

提案内容によって、その他の会場を追加で含める場合は、別途計上すること。

(3) 会場使用料に変更があった場合

市が利用予約を行った公共施設において、会場使用料及び付随する付帯設備使用料等に変更があった場合の取扱いについては、市と受託者において別途協議したうえで、精算するものと

する。

(4) 主催者企画枠大使の出演料

主催者企画枠で計画している「市特命大使」の出演については、出演に対し出演料、旅費等が必要となるため、1,500,000円(税抜き)で計上すること。出演料等に変更があった場合の取扱いについては、市と受託者において別途協議したうえで、精算するものとする。

第4 共通事項及びその他の業務に関する事項

1 事業報告書及び基礎統計資料の作成

① 事業報告書

受託者は、開業記念式典及び開業祝賀イベント終了後の契約期間内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出すること。作成に当たっては、市と必ず調整すること。

ア 企画立案業務、映像制作業務、広報・宣伝業務、運営業務の実施結果

イ 関係者との協議結果

ウ 実施結果（来場者数、実施状況写真等）

エ 収入、支出

オ 安全管理対策

カ 当日の写真及び映像

キ その他、市が必要と認めるもの

② 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した映像やチラシ、ポスター等の版下データ（PDF 及び再編可能なデータ）及び事業報告書のデータ等は、市に提出すること。なお、今後、（仮）延伸線開業記念誌の発刊も予定しており、それらへの転載をはじめ市において自由に使用できるものとする。

③ 基礎統計資料

受託者は統計の基礎資料（申込者数、来場者数など）を収集し、市の要請に基づいて随時提出できるように準備するとともに、定期的に報告すること。

なお、緊急性を要する事項、重大な事項については、速やかに市に報告すること。

2 関係機関との連絡調整

本業務の実施にかかる各種関係機関、担当部局、関係団体との連絡調整の一切を行うこと。

3 実施体制の構築

本業務の実施に必要な人員数を確保し、委託業務を開始後直ちに本業務を適正に履行できる体制を整えること。また、契約締結後速やかに、協力会社も含めた実施体制図を示し、市の確認を得ること。

4 業務進捗管理、報告

本業務の内容についての調整や進捗状況の報告等のため、市との定例会議を行うこと。定例会議の頻度・回数は業務スケジュールを踏まえて受託者から提案することとし、提案の結果によって、市と受託者で協議し、調整のうえ決定するものとする。定例会議の他、協議や報告等が必要な場合は随時打ち合わせを実施することとする。

また、定例会議及び打ち合わせ後は速やかに議事録を作成し、市に確認のうえ提出すること。

5 委託料の支払い

委託料は、本業務完了後の一括払いとする。

受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了届を市へ提出することとし、市は業務の完了を確認し、請求があった日から30日以内に支払うこととする。

6 著作権等の帰属

ア 本業務にかかる成果物の著作権は市に帰属するものとする。ただし、契約前から著作権を有するものについては、その著作権は市に譲渡されないものとする。

イ 写真等の素材について、他に著作権を有している者がいるときは、市への譲渡はされないものとする。

ウ 受託者は、著作者人格権の行使をしないこと。

エ 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

7 その他留意事項

ア 本業務の実施にあたっては、目的に照らし合わせその効果を最大限発揮するよう努めること。

イ 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。また、本仕様書に記されていない事項であっても、委託業務に付随して当然必要と認められるものについては、受託者において実施すること。

ウ 本業務の遂行にあたっては、提案された内容に基づき、市と十分に協議、調整しながら行うとともに、市の確認を得て内容を決定すること。「業務の遂行」とは、市と連携し、運営、救護、異常気象等への事前対策・発生時の措置など本業務の運営に関する全てを総括することであり、運営責任を負うことを意味する。

エ 受託者決定後、市と受託者で協議のうえ、提案された企画内容等を変更することがある。

オ 受託者及び業務従事者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び行政指導等を遵守すること。

カ 本業務の履行に係る経費は、本仕様書に特に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。

キ 受託者は、本仕様書に特に明記するものを除き、開業記念式典及び開業祝賀イベントの来場者・出演者・利用者から利用料・使用料等を徴収することはできない。

ク 当該イベントの実施に起因する会場内構造物の破損や汚れ等については受託者が現状復帰を行うこと。

ケ 受託者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により市、もしくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、全て受託者の責任において処理解決するものとし、その損害を賠償すること。

コ 本業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限度にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取扱を確保すること。

サ 受注者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を必要とするものとする。ただし、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

- シ 業務内容及び業務の遂行上知り得た事項は、市の承認を得ないで他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了、又は契約が解除された後においても同様とする。
- ス 周囲の環境等（騒音・防犯・安全性・環境等）には配慮し、必要に応じて、適切な時期に近隣住民その他関係者に対して、内容、開催時間、交通規制情報等について、周知し、調整を行うこと。
- セ 本業務に係る第三者との各種調整は、本仕様書に特に明記するものを除き、原則として受託者が行うこと。
- ソ その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合等は、その都度市と協議のうえ決定するものとする。